

令和 8 年度第 1 回周南警察署協議会会議録

開催日時		令和 8 年 6 月 2 6 日（金） 午後 2 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までの間
開催場所		周南市大字徳山 5 6 3 2 番地の 4 周南警察署 4 階講堂
出席者	会 員	藤井委員、手嶋委員、大庭委員、谷口委員、友田委員、湊委員 西村委員、梅津委員、重政委員、野村委員 計 1 0 名
	警察署	署長、副署長、主幹、警務課長、留置管理課長、生活安全課長 地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長 計 1 1 名
議 題		1 業務説明 2 特殊詐欺被害防止対策
1 会長挨拶 新年度がスタートして、あわただしく 3 カ月が経過しようとしている。 協議会委員の皆様には、お忙しいところご出席いただき、お礼を申し上げる。また、警察署の皆様には、市民の安心安全のためにご尽力を賜り、感謝を申し上げる。 さて、地域社会では、人口構造の変化や人間関係の希薄化、A I を始めとする情報技術の発展など日々進化を続けている。 その一方で、特殊詐欺やサイバー犯罪、子どもや高齢者を狙った犯罪、また、重大な交通事故や自然災害の発生など、犯罪は高度化し課題も多様化している。 このような中で、警察力のみによる対応は難しく、地域住民や自治会、学校、事業者、行政機関、メディア等が連携して、それぞれの立場で、できることをやっていくことが必要である。その懸け橋となるのが、この警察署協議会だと思っている。 また協議会は、地域住民の意見や要望を警察活動に反映し、警察の考えを正しく理解する貴重な役割がある。 平素からの考えや住民の声を率直に伝えることにより、より実効性のある警察活動に繋げていきたいと考えている。 委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご提案をお願いする。 2 署長挨拶 省略 3 出席者自己紹介 省略 4 業務説明 業務推進状況について、以下の項目に沿って説明した。 (1) 刑法犯の認知・検挙状況 (2) ストーカー、配偶者暴力事案（DV）等の認知状況等 (3) 重要犯罪等の検挙対策の推進状況		

- (4) 特殊詐欺の認知・検挙状況
- (5) 暴力団犯罪検挙状況
- (6) 薬物事犯検挙状況
- (7) 110番通報の受理状況
- (8) 交通死亡事故抑止総合対策の推進状況
- (9) 警察安全相談の受理状況
- (10) 当署における主要取組み

5 業務説明に係る協議・検討

(委員)

周南警察署の管内では、自転車の青切符による検挙がないとのことであった。
市内でも道路の右側を通行する自転車を見かけることがある。

警察では、いきなり検挙するのではなく、指導を優先することを考えているのか。

(交通課長)

原則は、指導警告を行い、悪質なものについては検挙する方針である。

警察では、街頭活動を通じて自転車に対する現場指導に取り組んでいる。

今後もあらゆる機会を通じて、自転車の交通ルールの周知に努めて参りたい。

(委員)

自転車が歩道を走って良い箇所がある。

標識を見れば分かるが、その箇所を周知することも必要ではないかと思う。

自転車が歩道を通行して良い箇所のマップはないのか。

(交通課長)

自転車の通行方法については、小・中・高校生には交通安全教室を開催し、また、企業においても交通安全講話を開催して周知に努めている。

自転車の通行が可能な歩道を地図に落としたものはないが、可能かどうか検討させていただきたい。

(委員)

上り坂において、自転車に乗っている時は道路の左側を通行するが、途中で自転車から降りると道路の右側に移動しなければいけないのか。

(交通課長)

自転車に乗っている時は車両であり、左側通行が原則である。自転車から降りると歩行者となり、右側通行が原則となる。

安全を考えて、自転車は左側を歩行者は右側を通行していただきたい。

しかし、交通量や道路形状、危険な場合には例外がある。

警察では、場面ごとに、交通事故防止につながる指導を行っていきたいと考えている。

(委員)

窃盗犯は再犯が多いと聞く。

再発を防止する策はあるのか。

(署長)

犯罪統計で見ると窃盗犯の再犯率は高い。

再犯の防止については、刑務所に収容された者は更生プログラムなどにより再犯防止に取り組むが、そうでない場合は反省を促し、また、家族の協力を得て再犯の防止に取り組むこととなる。

また「社会を明るくする運動」の中で、関係機関が連携して、更生による再犯の防止に取り組んでいるところである。

(委員)

お米の詐欺に遭ったと相談に来られた方がいた。

事情が分からなかったので何もお答えすることが出来なかった。

どのように対応すれば良かったのか。

(署長)

事件や事故に関することは、警察署へ相談するように助言していただきたい。

(委員)

詐欺は、高齢者の方が多く被害に遭われているという印象であったが、最近では、中高年の方も被害に遭われていると聞く。

その辺の事情をお聞きしたい。

(生活安全課長)

S N S型投資・ロマンス詐欺では幅広い世代の方が被害に遭われている。

特殊詐欺による被害は、高齢者の方に限らず、現役世代や若者にも被害が広がっているのが現状である。

(委員)

高齢者の方が自転車に乗って車道を通ることが危険に思うことがある。

高齢者の方には気を付けて帰ってくださいと声をかけている。

また、詐欺について、頭では分かっているけど、自分の所に電話やメールがあると騙されて被害に遭う可能性はある。

最後には、警察の方や銀行員、コンビニの店員に対応をお願いするしかないのではと思っている。

(委員)

まず、DVの口頭指導と援助について、効果の違いを知りたい。

次に、自転車盗の検挙率が1割未満ということだが、被害者に戻ってくる自転車はどれくらいあるのか。

(生活安全課長)

DVの対応に当たっては、口頭指導のほか保護命令や検挙、援助などの措置がある。

どの措置を選ぶかは、事案の内容や被害者の要望などを考慮して、被害者の生命、身体の保護を最優先に考えた上で判断することとなる。

(署長)

口頭指導や援助では危険性が除去できない場合には、保護命令や事件化による検挙が必要である。

被害者にその危険性を説明して警察が取り得る最大限の措置を講じている。

次に、盗まれた自転車の還付率については、統計を取っていないので回答できないが、被害者に被害品を返還することも警察の任務としている。

被疑者の検挙はもとより、放置された自転車を確認して、1台でも多くの被害者を被害者の元に返せるように取り組んでいる。

(委員)

行方不明について。若い人や児童の行方不明事案はあったのか。

また、危険な場所や怖いと思える場所での声かけ等はあったのか。

(生活安全課長)

行方不明者の中には、SNSで誘われた若者や18歳未満の児童も含まれている。

声かけについては、登下校時中に声をかけられるなどの事案が発生している。

警察では行為者の特定に努め、また、パトカーによる巡回や学校や地域ボランティアと連携した見守り活動を行っている。

6 令和7年度第3回協議会における質問に対する回答

「コミュニティクラブの設置」について、警務課長が説明した。

7 諮問事項説明

「特殊詐欺被害防止対策」について、生活安全課長が資料を基に説明した。

8 諮問事項に係る協議・検討

(委員)

交付形態別で現金手交というのは、現金を犯人に直接渡すということか。

(生活安全課長)

犯人が警察官などを装って訪問し、現金を渡す被害となる。

(委員)

警察では戸別訪問による活動を行っているが、犯人が警察の格好をして家庭を訪問した場合、警察官と信じてだまされてしまう恐れがある。

それを考えると、長年地域で活動している民生委員の方に防犯指導を依頼した方が有効と考える。

また、家族から高齢者の方に「電話に出てはだめよ」と言ってもらうことが非常に有効だと考える。

(生活安全課長)

戸別訪問については、あらかじめ訪問する地区を選定して、警察の身分を明らかにしてから行うようにしている。

また、民生委員の方に、警察から提供する情報を持って家庭を回っていただければありがたいと思う。今後の参考とさせていただく。

(委員)

スマートフォンに、警察が推奨している詐欺防止アプリを入れてみた。

不審な電話はかからなくなったが、電話がかかってきていないのか、アプリが遮断してくれているのか区別がつかない。

(生活安全課長)

아이폰とアンドロイドで違いはあるが、アンドロイドであれば国際電話の遮

断機能がある。

アイフォンには遮断機能はないが、詐欺電話に登録された番号であれば通知のところに「詐欺電話」の表示が出る。

また、アプリには、電話番号を検索すると「詐欺の電話」とか「怪しい電話」と表示される機能が付いている。

(委員)

会社の携帯電話には、よく海外から電話がかかってくる。

そのため、500円の登録料を払えば電話番号を調べてくれるというサイトがあったので利用すると、料金が知らないうちに5,000円に増額されていた。運営会社を調べるとアメリカのカリフォルニアであった。

それに比べると、警察が推奨するアプリは非常に有効だと思う。

広報の仕方については、若年層には学校であったり、市民には周南市が行うラインに載せたり、また、自治会の回覧板に入れるのが有効と考える。

(委員)

高齢者が集うサロンに警察の人が来て、出前の防犯講習をすれば有効と考える。

その時に、その場でアプリをインストールすることができれば高齢者にも広まると思う。

また、高校や大学では防犯講習を行っているが、新社会人になった入社のタイミングに防犯講習をしてもらえれば有意義と考える。

(生活安全課長)

新入社員に対する防犯講習の機会は無く、検討させていただきたい。

(委員)

友人から、女性警察官を名乗る詐欺の電話がかかってきたと聞いた。

被害には遭わなかったが、「女性だから本物の警察官」という思い込みがあったと話した。

ニセ警察詐欺のイメージは、テレビやネットで流れる犯人は男性で、チラシを見ても犯人は男性ばかりである。

「犯人グループの中に女性もいる」ことをもっと広報すべきである。

(生活安全課長)

女性が電話してきて、詐欺の被害に遭ったという事例がある。

犯人は男性ばかりでなく女性もいることを広報していきたい。

(委員)

警察官が電話で「逮捕する」と言うことはあるのか。

(生活安全課長)

ニセ警察詐欺の多くは「+」で始まる国際電話が使用されている。

警察が国際電話を使用して電話をかけることはない。

また、警察がビデオ通話に誘導して警察手帳を見せたり、「逮捕する」と言ったり、逮捕状を郵送することもない。

(署長)

警察から家の固定電話や個人の携帯電話に連絡することはある。

ディスプレイには警察署の電話番号が表示されおり、疑義がある際には、一旦電

話を切って、警察署の代表電話番号に電話して確認してもらうことが有効である。

(委員)

アプリについて、若者には良いものだと思うが、高齢者の中には昔の携帯電話を使っている方も多く、アプリの活用は難しいものがある。

また、民生委員を活用する話があったが、一人あたりが担当する人数も多く、訪問の対象が独居で75歳以上の方であることから、限定的な活動になる。

次に、家の外とつながりがない方は人と話す機会が無く、電話がかかってくる喜んで電話に出られる。その方たちに、電話に出るなどと言うことは現実的に難しいと思われる。

(生活安全課長)

電話が鳴っても知らない番号からの電話には出ないのが一番であるが、電話に出た場合であってもおかしい電話であれば切る。

判断がつかない場合には、一旦受話器を置いて家族の人に相談する、又は電話を代わる等すれば良いと考える。

(委員)

電話会社や電力会社をかたって通話料金や電気料金が安くなる等と言った電話がかかってくる。私がその会社の委員をしていると言うと電話が切れる。

電話で契約ができないようにするのも対策として有効と考える。

このようなケースは、消費生活センターに相談すれば良いのか。

(生活安全課長)

契約に関する問題は、消費生活センターで相談を受け付けている。

また、相手が事業者名をかたった場合には、インターネットで調べて、実際に取り扱いを行っているのか、また、詐欺に関する注意事項が公開されていないか確認することも有効である。

(委員)

警察官がSNSで逮捕状を見せて、今から逮捕するというはずがない。

しかし、警察と聞くと「自分が何かしたのか」という意識に囚われて、冷静さを失うのかなと思う。

次に、県警のホームページには各種防犯情報が公開されている。

これらの情報を様々な方法で広報した方が良いと考える。

また、高齢者がアプリを使うに際し、手助けできる方がいれば良いのではと思っている。

(生活安全課長)

警察では、アプリの普及に向けた広報活動や、相談に来られた方にアプリのインストールを手助けするなどのサポートを行っている。

(委員)

友達が、警察官をかたった詐欺の電話を受けた時に、警察に相談したら「相手がどこの警察署の誰かが分かれば、確認することができる」と言われた。

友達は、警察に電話すれば「それは詐欺ですよ」と言ってもらえると思っていたのに、「警察署名と名前が分からなければ、警察でも判断できないのか」と思ったと話した。

警察をかたる詐欺の電話があった時は、警察署名と名前を聞く必要があるのか。
(署長)

電話をかけた警察官の所属と名前がわかれば、照会して真偽を確認することができる。

しかし、所属と名前が分からなくても話の内容を聞けば詐欺と分かり、「それは詐欺の電話です」と答えられる。

(委員)

メディアによる繰り返しの周知が効果的である。

例えば、地元紙に警察の広報コーナーを設けて、全国で発生している詐欺の手口等の最新情報を掲載して、注意を喚起する。

また、ラジオから道路交通情報が流れるように、防犯情報を耳からでも入れられるようにすれば良いと考える。

9 配付資料

令和8年度第1回周南警察署協議会資料

10 その他

(1) 監察関係事案説明

令和8年2月における警察職員の懲戒処分事案について説明した。

(2) 次回協議会の日程調整

次回会議の日程は、別途調整することとした。